

単価契約仕様書

環境政策局適正処理施設部南部クリーンセンター
(担当 清水、桑江 電話 075-611-5362)

単価契約名	(単価契約) 令和8年度南部クリーンセンター見学窓清掃
形状・寸法	窓ガラス（外側）の清掃
予定数量	契約条件の欄に記載
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約条件	<p>1 履行場所は京都市南部クリーンセンター（京都市伏見区横大路八反田29番地ほか）とする。</p> <p>2 清掃対象箇所は、南部クリーンセンター工場棟5階の見学者通路窓ガラス（外側）及び南部クリーンセンター煙突棟のさすてな展望台窓ガラス（外側）とする。</p> <p>なお、5階見学者通路窓は地上高さ約25～29mに位置し、面積は約10m²である。さすてな展望台窓は地上高さ約66～70mに位置し、面積は約70m²である。</p> <p>入札にあたり、現地調査が必要な場合は、入札公告日の翌日から3開庁日以内に上記担当者に連絡すること。</p> <p>3 清掃作業内容は以下のとおりとする。</p> <p>① さすてな展望台窓ガラス（外側）全面清掃</p> <ul style="list-style-type: none">ガラス面に適正に希釀した中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクリイジで汚水を除去する。ガラス面の隅の汚水をタオル等でふき取る。ガラス周りのサッシをタオル等で清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。 <p>② さすてな展望台窓ガラス（外側）部分清掃（全周の半分以下）</p> <ul style="list-style-type: none">①と同様 <p>③ 5階見学者通路窓ガラス（外側）全面清掃</p> <ul style="list-style-type: none">①と同様 <p>④ 5階見学者通路窓ガラス（外側）付着物除去</p> <ul style="list-style-type: none">ポール等を使用し、窓ガラスに（外側）に付着した汚物等を除去する。 <p>4 清掃回数は、契約期間内にて以下の回数を見込んでいる。</p> <p>① 6回</p> <p>② 3回</p> <p>③ 6回</p> <p>④ 3回</p> <p>※ 清掃は、原則、水曜日に実施することとする。</p>

	<p>※①及び③は、原則、2箇月毎に定期的に実施する。 ※②及び④は、窓ガラスの汚れが酷い場合にのみ実施する。</p> <p>5 本業務の受注者は、本市の指示があれば直ちに日程を調整し、可能な限り速やかに「3」に記載の清掃作業を行うこと。</p> <p>6 受注者は清掃作業の実施にあたり、以下の事項を遵守すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 清掃作業に必要な器具、材料及び薬品等はすべて受注者において調達すること。清掃器材等については、清掃場所及び清掃内容に最も適したものを使用すること。 (2) 業務内容をよく把握し、円滑に作業をこなせるように、監督者及び作業に必要な人員は複数配置すること。 (3) 建物その他の物件等に損傷を与えないように十分に配慮すること。万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において適切に復旧するとともに、事故等発生の原因及び状況等について速やかに報告すること。 (4) 契約履行中に知り得た本市の秘密に属する事項を第三者に漏らさないこと。 (5) 当該業務に関わる範囲以外の場所に無断で立ち入らないこと。 (6) 業務上における安全衛生に関する管理は、受注者の責任において、関係法令に則り適切に行うこと。また、事故等が発生した場合は、受注者の責任において処理すること。 <p>7 受注者は、本市の合意がなければ、第三者に対して本契約により生じた権利義務の譲渡又は業務の再委託をすることはできない。</p> <p>8 受注者は、作業終了後、完了報告書及び請求書を本市に提出すること。本市はこれをもって支払いを行う。</p> <p>9 予定数量は、本市の予測によるものであり、本市の都合等により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。</p> <p>10 受注者は、業務の履行にあたっては、京都市契約事務規則並びに関係法令を遵守するとともに、本仕様書に基づき誠実に行うこと。 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、別途協議するものとする。その他については、本市の解釈によるものとする。</p>
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。